

議案第 55 号

瀬戸内市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて

瀬戸内市病院事業の設置等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5年 6月 19日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸内市病院事業の設置等に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第119号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「消化器内科」を「消化器科」に、「心療内科」を「精神科」に改める。

附 則

この条例は、令和5年8月1日から施行する。

瀬戸内市病院事業の設置等に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第119号)新旧対照表

現行				改正後			
(名称及び位置等) 第2条 病院事業の診療施設の名称及び位置等は、次のとおりとする。				(名称及び位置等) 第2条 病院事業の診療施設の名称及び位置等は、次のとおりとする。			
名称	位置	診療科目	病床数	名称	位置	診療科目	病床数
瀬戸内市立瀬戸内市民病院	瀬戸内市邑久町山田庄845番地1	内科、外科、呼吸器内科、 消化器内科、循環器内科、 心療内科、脳神経外科、整形外科、小児科、皮膚科、 眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、麻酔科	110床	瀬戸内市立瀬戸内市民病院	瀬戸内市邑久町山田庄845番地1	内科、外科、呼吸器内科、 消化器科、循環器内科、 精神科、脳神経外科、整形外科、小児科、皮膚科、 眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、麻酔科	110床